

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		集積7-1	経営管理権の設定を受ける市町村		(名称)		延岡市長 三浦 久知		(所在地)		延岡市東本小路2番地1	
経営管理権(乙)			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づく内容(C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	安井町1370番地5	255-ア-21、 22、23、24	山林	1.28	スギ・ヒノキ	48	公告のあった 日から	2036年3月31 日まで (経営管理権 を設定した日 を含む年度の 翌年度の初日 から起算して 10年を経過す る日までとす る。)	・乙は森林の多面的機能 を発揮させるため、除 存続期間中に間伐・除 伐を一回以上実施する ものとする。 ・施業の実施にあたって は、溪畔林における 不必要な伐採は控える 等、生物多様性に配慮 するものとする。 ・乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は林道等からの 目視によって判断でき る限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のもの とし、乙が経営管理を行うた めに要した経費は乙が負担す る。 ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に對し て金銭の支払い は行わない。	集積計画合計面積 のうち施業計画面 積は1.00ha
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
集積計画合計面積				1.28								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の 種類	同意印	
1	安井町1370番地5	255-ア-21、 22、23、24	山林	1.28	スギ・ヒノキ	48					
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所
延岡市東本小路2番地1
延岡市長 三浦 久知

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。また、経営管理権が設定される面積と施業計画面積が異なる場合は、備考欄に施業計画面積を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集積R7-2	経営管理権の設定を受ける市町村		(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)		延岡市長 三浦 久知		延岡市東本小路 2 番地 1					
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づく の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	浦城町1230番地1	250-イ-10、11、 11-1	山林	3.47	ヒノキ	48	2036年3月31 日まで (経営管理権 を設定した日 を含む年度の 翌年度の初日 から起算して 10年を経過す る日までとす る。)	乙は森林の多面的機能 を發揮させるため、 存続期間中に間伐・除 伐を一回以上実施する ものとする。 ・施業の実施にあつて は、残存林における不 必要な伐採は控える 等、生物多様性に配慮 するものとする。 ・乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は林道等からの 目視によって判断でき る限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のもの とし、乙が経営管理を行う ために要した経費は乙が負担 する。 ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支 払いは行わない。	集積計画合計面積のうち 施業計画面積は3.00ha
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
集積計画合計面積				3.47							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の 種類	同意印	
1	浦城町1230番地1	250-イ-10、11、 11-1	山林	3.47	ヒノキ	48					
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所
延岡市東本小路2番地 1
延岡市長 三浦 久知

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。また、経営管理権が設定される面積と施業計画面積が異なる場合は、備考欄に施業計画面積を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施又は復旧のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施又は復旧のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理

権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求める

ことができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。